

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実を進めてください。

⇒医療・介護・福祉など社会保障施策を推進します。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。【収納課】

⇒税の公平性の見地から行政サービス制限を実施しています。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【収納課】

⇒県の協力のもと、東三河地域が一体となって取り組むことは、各自治体の安定した税収確保を図るうえで有効であると考えます。

納税相談は、原因と実態をよく調査し、適切に対応するよう努めています。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【人事課】

⇒職員の適正配置については、今後とも努力します。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【防災対策課】

⇒地域防災計画の被害想定の見直しについては、国や愛知県が東海、東南海、南海地震の3連動地震の被害について調査を実施しており、その結果に基づき、今後、本市地域防災計画の被害想定を見直す予定です。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。【教委庶務課】

【防災対策課】【建築課】

⇒本市では平成16年度から重点的に学校施設の耐震化工事を進めてきました。

その結果、平成22年度末現在で2校の渡り廊下の耐震化工事を残すのみとなり、平成23年9月末の工事完了をもって、耐震化率100%を達成することになります。

⇒食料につきましては、東海、東南海地震での避難者の想定である12110人について1日2食の3日分計6食分合計72660食を備蓄目標としており、ビスケット、アルファ化米で備蓄しています。また、水の備蓄については、500ミリリットルのペットボトルを1人2本計24220本を備蓄目標としています。食料については1万食を東日本大震災の被災地へ支援したため、また、飲料水については計画途中であるため、現時点では、備蓄目標に達しておりませんが、年度末までには到達する計画です。

防災拠点の耐震化につきましては、本市におきましては、庁舎、避難所の耐震化はすべて完了しています。

⇒本市では、昭和56年以前の本造住宅について無料耐震診断を行っております。また診断において倒壊のおそれがあると評価された住宅については、耐震改修工事の補助を今年度上限を60万円から90万円に増やしました。また非本造住宅についても耐震診断及び耐震改修工事に対し補助を実施しております。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。【防災対策課】

⇒旧豊川市の避難所についてはすべてスロープなどのバリアフリー化ができていますが、合併を経て、一部の避難所にはスロープ等がないため今後整備していく計画です。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。【防災対策課】

⇒福祉避難所につきましては、本市においては、3段階の福祉避難所を開設する計画であり、1段階として一般の避難所に福祉スペースを、第2段階として市内6施設を公的福祉避難所に、第3段階として市内の社会福祉施設等13施設と協定を締結しており、障がい者や介護を必要とする高齢者等の福祉避難所として、段階的に設置する計画としています。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。【病院庶務課】

⇒平成25年5月の開院に向けて、現在建設中の新市民病院において、災害拠点病院としての施設、設備の充実及び機能強化を図るための整備を進めています。

また、災害時の医療救護活動を適切に行える体制を維持するため、今後も、医師を始めとする医療スタッフの確保を図ります。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。【防災対策課】

⇒防災マップにつきましては、本年3月に合併後の新豊川市として作成した防災マップ、洪水ハザードマップを市内全世帯に配付いたしました。防災マップの見直しについては、新たな調査結果が示された段階で作成を計画しています。

避難経路の確保につきましては、地域の自主防災会が日常の活動の中で進めています。

⑧防災教育を徹底してください。【学校教育課】

⇒各学校で防災計画や避難対応マニュアルを見直しています。大規模地震発生時の避難や対処の仕方について徹底を図るとともに、学校の実情に応じて津波や洪水等にも対応するなど避難訓練の内容を改善しています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について【介護高齢課】

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

→介護保険料は3年度を単位とした計画期間ごとに、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき決定されるものであり、財源の負担割合も国において定められています。本年度は介護保険事業計画の策定年度でありますので、今後、介護給付費準備基金及び財政安定化基金を活用し、保険料の抑制を図っていきたいと考えております。保険料負担段階については、国から「介護保険の費用負担の能力に応じた負担要素の強化」の方向性が示されたことを踏まえ、現行の8段階からよりきめ細やかな段階設定を行う方向であります。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

→平成15年4月から豊川市介護保険料の減免に関する要綱第2条第1項に従い執行しており、平成21年度からは、拡充しております。平成24年度に改正される介護保険料額や保険料段階設定において、より低所得者への配慮が必要となれば、対象者及び減免額の拡充を検討します。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

→国の低所得者対策に沿って実施しております。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

→「介護予防・日常生活支援総合事業」については、本市では実施しない予定であります。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

→第4期介護保険事業計画に沿って整備しております。第5期計画内においても小規模特養の整備を中心に基盤整備を計画する予定であります。

また、整備にあたっては、国の施設整備に関する交付金等を活用し、整備についての財政的な支援を行う予定であります。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

→本市では日常生活圏域の設定にあたり、人口規模など地域格差の公正公平なバランスを図るため、2～3の中学校区を1日常生活圏域と設定し、5圏域5箇所のセンターを設置しております。センターの運営は全て豊川市社会福祉協議会へ委託していますが、センターの保健師は、市の正規保健師が1センターに1名ずつ出向により配置されており、センターの統括として市の課長級の職員を出向し配置されております。

なお、委託料における人件費等については市と同じ基準で積算しております。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

→保険者として提供可能な研修機会の充実を図ります。

(2)高齢者福祉施策の充実について【介護高齢課】

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

→高齢者の安否確認としては、市内5箇所の地域包括支援センターと民生委員等による見守りを実施しています。また、高齢者の生活支援としては、介護保険特別会計でホームヘルパー派遣事業を実施しております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

→市全体の公共交通体系の整備として、平成23年11月1日から、コミュニティバスの実証運行を開始します。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

→市では、ふれあいサロン等の立ち上げの支援、介護予防事業として「たまり場」「ちから塾」など各種講座を実施しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

→市営住宅の新築、建替え時にバリアフリー化を建築担当課に要望していきます。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

→配食サービスは、週5回(月～金)昼食を実施しています。助成額の引き上げ、自己負担額の引き下げ、会食方式は考えていません。

(3)障がい者控除の認定について【介護高齢課】

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

→すべての要介護認定者を対象とすることは困難と考えております。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

→要介護1以上の方に、申請書を個別に送付しております。

2. 高齢者医療などの充実について【保険年金課】

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

→本市における高齢者医療の助成事業は、後期高齢者福祉医療制度と福祉給付金制度があります。一人暮らしでかつ住民税が非課税である高齢者を助成する福祉給付金については、既に愛知県では平成20年3月末(経過措置により同年7月末までは補助対象)で廃止されておりますが、本市では対象者を縮小することなく現在も継続して実施しております。なお、後期高齢者医療対象者のうち非課税世帯の医療費負担を無料にすることは考えておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

→後期高齢者医療制度の保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり事業全般の運営を行っているところです。従いまして、保険料の滞納者による短期証及び資格証につきましても、「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証の交付等による要綱」にて交付するものであり、本市が単独で交付することはありません。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。【保険年金課】

→本市では、子ども医療費の無料化を通院は小学校6年生(現物支給)、入院は中学校3年生(中学生は償還払い)まで実施しています。本年度は、通院について中学校3年生(1/2の償還払い)まで拡大しております。今後、中学生の無料化については、引き続き検討してまいります。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。【保健センター】

→妊産婦の健康診査については、産前健診14回分を公費負担としています。産後健診の公費負担は行っておりません。今後の拡充については、近隣市町の実施状況を参考にしながら検討をしていきます。

★ ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。【学校教育課】

⇒認定基準について、本市では生活保護基準の1.23倍以下の世帯以下の世帯までと定めています。申請の受付で新規の場合は、「申請理由の確認」や「書類チェック」のために市教育委員会の窓口で、また、年度更新の申請は学校で行っております。しかし、家庭の事情等でやむを得ない場合は、学校や教育委員会、支所の窓口で受け付けるなど、様々な対応を行っています。

なお、本市では、申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。【学校給食課】

⇒学校給食法第11条第2項の規定に基づき、食材料費は児童生徒の保護者が負担することとなっていますので、本市としては、無料にすることを考えておりません。

4. 国保の改善について【保険年金課】

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

⇒国民健康保険制度の広域化に当たっては、市町村の負担が増えないように要望してまいりたいと考えます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

⇒一般会計からの繰り入れは、一般会計と国保会計の財政状況を判断し行っています。保険料については、当該年度に必要とする医療費の総額から、国・県・市の負担等となる金額を控除し、残った金額を被保険者に賦課しています。なお、減免制度については、低所得者等に対して市独自の減免措置を設けております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

⇒子どもに対しても応益割である均等割の対象としています。なお、この減免措置は考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

⇒世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額の合計額が25万円以下で、市民税非課税世帯及び世帯主等の前年総所得金額が125万円以下の場合に減免を行っています。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

⇒世帯主等の前年所得の合計額が300万円未満で、当該年の所得が3割以上減少した場合を対象としています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

⇒保険料の滞納は国民健康保険制度の維持、存続に重大な影響を及ぼしますので、今後とも適正に対応する必要があるものと考えますが、公費負担医療を受給などの要件に該当する場合には、資格証明書交付の対象外としています。なお、義務教育終了前の子どもについては、全て保険証を交付しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

⇒滞納者への給付制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

⇒滞納額の3分の2以上を納付した場合には、正規の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

⇒8月と2月の最終土・日曜日に納付相談日を設け、平日に時間の取れない納付義務者と面談を行うなど、保険料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努めています。また、市で無保険者の調査は困難と考えます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

⇒当該世帯の実収月額が基準生活費の115%を超え130%以下の場合に減額し、115%以下の場合に免除する規定を設けています。周知については市のホームページに掲載しており、相談があれば応じてまいります。

5. 障がい者(児)施策の充実について【福祉課】

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

⇒利用料は、障害者自立支援法で定める月額負担上限額を設定しています。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

⇒障害者自立支援法により、施設利用者について、食費等の減免措置が講じられており、住民税非課税世帯の利用料は無料となっております。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

⇒障害者自立支援法同様、住民税非課税世帯のサービスの利用料は無料となっております。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

⇒障害者自立支援法により、施設利用者について、減免措置が講じられております。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

⇒障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう努めます。また、介護給付や移動支援の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう努めます。移動支援の予算額は、利用の増加に伴い増加しております。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

⇒アンケート調査を実施し、個別ニーズを把握し、サービスの見込量を設定します。基盤整備については、第3期障害福祉計画との整合性をはかり事業の必要性を考慮し、整備してまいります。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

⇒障害者地域自立支援協議会を設置していますので、そこで、地域における障害者に対する課題等を協議検討していきます。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

⇒今のところ、市単独で障害者差別禁止条例を制定する予定はありません。

6. 健診事業について【保健センター】

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

→特定健診については、無料となっています。がん検診については、負担金はありますが、市民税非課税世帯については減免措置があります。歯周疾患検診については、無料となっています。

また、個別方式、集団方式とも実施しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

→住民健診において、無料で実施しています。

7. 予防接種について【保険センター】

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

→無料で実施しています。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

→現在、公費助成する考えはありません。近隣市町の実施状況を参考にしながら検討をしていきます。

8. 生活保護について【福祉課】

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

→生活保護申請の意思のある方には、法律上認められた保護の申請権を侵害しないように努めています。また、保護が必要な方には申請手続きの援助指導を行うことにより、速やかに申請を受け付け、生活保護費の速やかな支給に努めています。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

→①と同様に申請の意思のある方には、保護の申請権を侵害しないように努めており、自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めないということはありません。ただし、保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることから、自家用車等の資産を保有している場合は、保護決定後にその保有を容認するか否かを個々のケースの実情に応じて判断させていただきます。

③就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

→生活保護世帯数の増加に伴い、法律(社会福祉法第16条)に基づいた現業員の定数配置を適切に行っており、現業員は就労支援を行うとともに生活指導も行っています。また、平成23年4月からは、就労支援を専門に行う就労支援員(嘱託職員)も配置しています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。【各機関への意見書・要望書について、該当する課は状況把握をお願いします。】

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税率の引き上げは行わないでください。
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。
- ⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

以上